

報告第35号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年12月14日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第27号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年12月7日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定及び和解について

公園施設管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

1 事故発生の日時

令和4年8月15日 午前8時45分頃

2 事故発生の場所

羽成公園（つくば市観音台一丁目27番地）

3 相手方

(1) 住所 稲敷郡美浦村

(2) 氏名

4 事故の概要

上記日時、場所にて、市が管理している羽成公園の樹木1本（ポプラ）が倒れ、道路に停車していた相手方の乗用車に当たり破損させたもの

5 損害賠償額

金513,750円

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金513,750円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。